

多機能型 うちがた工房
生活介護・自立訓練（機能訓練） 利用料金表

令和 3 年 4 月 1 日改正

1. 生活介護利用料金

(1) 介護給付費対象サービスに係る料金：1 日あたり

	基本サービス	障害支援区分	給付費額	自己負担額（1 割負担）
①	生活介護サービス費 (利用定員 20 人以下)	区分 6	12,880 円	1,288 円
②		区分 5	9,640 円	964 円
③		区分 4	6,690 円	669 円
④		区分 3	5,990 円	599 円
⑤		区分 2	5,460 円	546 円
⑥		区分 1	5,460 円	546 円

(2) 生活介護に関わる各種加算内容：表示がない場合は 1 日あたりの料金です

	給付内容		給付費	自己負担額
⑦	初期加算	新規利用者の方が円滑に利用していただくための支援に対する加算（利用開始した日から 30 日以内の期間）	300 円	30 円
⑧	食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得の方が対象	300 円	30 円
⑨	利用者負担上限管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合	1,500 円/月	150 円/月
⑪	福祉専門職配置等加算（Ⅰ）	常勤の生活支援員のうち介護福祉士等の資格所有者が 35%以上雇用されている場合	1,500 円	150 円
⑫	人員配置体制加算（Ⅲ）	直接処遇職員が 2.5：1 以上で配置されている場合	510 円	51 円
⑬	常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）	看護職員を常勤換算で 1 人以上配置している場合	280 円	28 円
⑭	送迎加算	居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合	100 円	10 円
		上記で福祉ホーム入居者	70 円	7 円
⑮	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 44/1000	
⑯	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 14/1000	

2. 自立訓練（機能訓練）利用料金

(1) 介護給付費対象サービスに係る料金：1 日あたり

	基本サービス	給付費額	自己負担額（1 割負担）
①	機能訓練サービス費（Ⅰ） （利用定員 20 人以下）	8,150 円	815 円

(2) 機能訓練に関わる各種加算内容：表示がない場合は 1 日あたりの料金です

	給付内容		給付費	自己負担額
②	初期加算	新規利用者の方が円滑に利用していただくための支援に対する加算（利用開始した日から 30 日以内の期間）	300 円	30 円
③	食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得の方が対象	300 円	30 円
④	利用者負担上限管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合	1,500 円/月	150 円/月
⑥	福祉専門職配置等加算（Ⅰ）	常勤の生活支援員のうち介護福祉士等の資格所有者が 35%以上雇用されている場合	1,500 円	150 円
⑦	送迎加算	居宅等と事業所・施設との間の送迎を行った場合	100 円	10 円
		上記で福祉ホーム入居者	70 円	7 円
⑧	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 67/1000	
⑨	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している時	1 月につき+所定単位 40/1000	

3. 介護給付対象外のサービス

	項 目	自己負担額	
1.	食材費	1 食あたり	230 円
2.	特別なサービスの提供費用	特別な食事に係る費用	実費
		特別な娯楽の提供に係る費用	実費
		行事・自治会活動に係る参加費・材料費等	実費
3.	日常生活上の諸費用	病院代・薬代・付添い代	実費
		紙おむつ、歯ブラシ、処置ガーゼ等	実費
		教養娯楽費（買物外出時の購入品代など）	実費
		健康管理費（予防接種など）	実費
		その他	実費
4.	特別な設備・器具に係る費用		実費

4. 利用者負担について：障害福祉サービス利用者

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税非課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円